

福岡県よかパパ育休助成金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県よかパパ育休助成金（以下「助成金」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

(給付の目的)

第2条 この助成金は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する県内中小企業に対して予算の範囲内において支援を行い、男性の育児休業の取得を促進することを目的とする。

(事務の取扱い)

第3条 助成金事業は、福岡県から業務を委託された「福岡県よかパパ育休助成金事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(給付対象者)

第4条 助成金の給付対象者は、常時雇用する労働者の数が1人以上100人以下であって、「子育て応援宣言企業」に登録している企業とする。

(給付要件)

第5条 助成金は、別表に定める給付要件（ア）及び（イ）並びに（ウ）から（カ）のいずれかを満たす企業へ給付する。

(給付額)

第6条 助成金の給付の額は、10万円とする。

(申請期間)

第7条 助成金の申請期間は、令和7年8月27日から令和8年2月20日までとする。

(申請手続)

第8条 申請者は、別表に定める書類を添えて申請書（様式）を事務局に提出しなければならない。

(同意事項)

第9条 助成金は、次の各号のいずれにも同意し、申請書に同意した旨を記載した者でなければ給付しない。

- (1) 給付対象者の要件を満たしていること
- (2) 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 助成金を重複して申請しないこと

- (4) 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (5) 虚偽が判明した場合は、助成金の返還に応じるとともに、助成金と同額の違約金の支払いに応じること
- (6) 個人情報等の取扱いに関して、福岡県が助成金の給付手続きに必要な範囲で事務局と共有すること
- (7) 令和7年度以降に福岡県が実施する、男性の育児休業取得実績や業務効率の改善等に係るアンケート調査に協力すること
- (8) 前号のアンケート調査に際し、福岡県が助成金の給付手続きにおいて収集した個人情報等を活用すること

(給付決定の通知)

第10条 第8条の規定による助成金の申請があったときは、事務局はその内容について審査し、福岡県が適当と認め給付決定を行った後、申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

- 2 前項の審査の結果、給付しないことを決定した場合は、助成金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消)

第11条 福岡県は、申請者が、提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたときは、助成金の給付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第12条 福岡県は、前条の規定に基づき助成金の給付決定を取り消した場合において、既に助成金の給付を行っているときは、助成金を返還させることができる。

- 2 福岡県は、前項の規定に基づき助成金を返還させるときは、次の各号を申請者に通知する。

(1) 返還すべき助成金の額

(2) 返還期限

(振込不能等の取扱い)

第13条 福岡県が第10条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、事務局が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 0 日から施行する。

別表（第5、8条関係）

給付要件	添付書類
	直近年度の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し
	振込先口座の通帳の写し
(ア) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項に基づく一般事業主行動計画を策定していること（計画目標に男性労働者の育児休業取得率を100%とする旨及び育児休業を2週間以上取得させる旨を規定）	都道府県労働局へ提出した次世代育成支援対策推進法第12条第1項に基づく一般事業主行動計画策定届の写し
(イ) 育児休業制度を労働協約又は就業規則等に定めていること	労働協約又は就業規則等の該当する部分の写し(※)
(ウ)－① 以下の雇用環境整備の措置を2つ以上実施していること a. 雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 b. 育児休業に関する相談体制の整備 c. 雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及び当該事例の提供 d. 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業取得の促進に関する方針の周知 e. 育児休業の取得が円滑に行われるための業務配分又は人員配置に係る措置 (ウ)－② 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定等を策定していること。	a. 研修の開催案内、実施要領等 b. 相談窓口の設置に関する案内、周知資料等 c. 自社での事例を収集し、社内へ周知したことがわかる資料(配布資料、イントラネットの掲示板の画面等) d. 社内へ周知したことがわかる資料（メール送信・回覧の場合は全労働者へ送信・回覧したことが確認できるもの） e. 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務リスト（業務の見直し・休止状況がわかるもの）または人員の配置変更（他部署からの異動）等がわかるもの 育児休業取得者の業務の整理、引継ぎに関する事項及び引継ぎ対象業務の見直しの検討に関する事項が含まれている規定等
(エ) 育休復帰支援プランにより労働者の育児休業の取得・職場復帰を支援する方針を周知していること	社内報、イントラネットの掲示板の画面を印刷した書類、実施要領、就業規則等
(オ)－① 育児休業取得者の担当していた業務を引き継ぐ代替者に対応する賃金制度を労働協約又は就業規則に規定していること (オ)－② 育児休業取得者を原職等に復帰させる旨を労働協約又は就業規則に定めていること	労働協約又は就業規則等の該当する部分の写し(※)
(カ) 育児休業取得者を原職等に復帰させる旨を労働協約又は就業規則に定めていること	労働協約又は就業規則等の該当する部分の写し(※)

※就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文化されており、労働者に周知されていることがわかる書類の写し

令和 年 月 日

企業・事業所名

企業・事業所所在地

代表者氏名
(署名又は記名押印)

福岡県よかパパ育休助成金給付申請書

福岡県よかパパ育休助成金給付要綱第8条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

(1) 申請額 10万円

(2) 添付資料(提出する添付書類に☑すること)

必須	☐ 直近年度の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し
	☐ 振込先口座の通帳の写し((4) 口座情報が確認できる部分)
	☐ (ア) 一般事業主行動計画策定届の写し
	☐ (イ) 労働協約又は就業規則等の該当する部分の写し
(ウ)～(カ)のいずれか1つ	☐ (ウ) ① 雇用環境整備の措置を2つ以上実施していることがわかる書類 ② 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定等
	☐ (エ) 育休復帰支援プランの活用により労働者の育休取得・職場復帰を支援することを社内へ周知していることがわかるもの
	☐ (オ) 労働協約又は就業規則等の該当する部分の写し
	☐ (カ) 労働協約又は就業規則等の該当する部分の写し

(3) 申請担当者連絡先(申請に不備があった場合等の問い合わせ先)

担当者名		
連絡先	TEL	
	E-mail	

(裏面に続く)

(4) 役員一覧

氏名かな	氏名	生年月日				性別 男性：M 女性：F
		元号	年	月	日	

(5) 口座情報

金融機関名	銀 行 信用金庫 その他()	店	金融機関 コード			支店 コード			
預金種別	1. 普通（総合）預金 2. 当座預金		口 座 番 号						
口座名義人 (カタカナ)									

※口座名義（カタカナ）は**通帳の見開きページ**のものを記載してください。

(同意事項)

「福岡県よかパパ育休助成金」の申請にあたり、次の各事項のいずれにも同意します。

- (1) 給付対象者の要件を満たしていること
- (2) 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 助成金を重複して申請しないこと
- (4) 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (5) 虚偽が判明した場合は、助成金の返還に応じるとともに、助成金と同額の違約金の支払いに応じること
- (6) 個人情報等の取扱いに関して、福岡県が助成金の給付手続きに必要な範囲で事務局と共有すること
- (7) 令和7年度以降に福岡県が実施する、男性の育児休業取得実績や業務効率の改善等に係るアンケート調査に協力すること
- (8) 前号のアンケート調査に際し、福岡県が助成金の給付手続きにおいて収集した個人情報等を活用すること